

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月21日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 和田 雅 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 平成24年度沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）敷地調査
- (3) 業務場所 沖縄県糸満市真栄平出口原1281外9筆
- (4) 業務内容 本業務は、沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営工事を行うにあたり必要となる敷地測量及び建築物その他調査を行う。
- (5) 履行期限 平成25年3月1日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分において、測量業務の資格を有する者に限る。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査に関し、申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、法務省大臣官房施設課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定に基づく測量業者の登録を行っていること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3580-4111内線2265
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
 - ア 入手期間 平成24年9月21日から平成24年10月31日まで
 - イ 入手方法 次の場所にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで。）するので、必ず受領すること。
なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。
 - i) 〒904-0034 沖縄県沖縄市山内1-13-1
沖縄少年院庶務課
 - ii) 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
- (3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期間 平成24年9月21日から平成24年10月2日午後5時まで
 - イ 提出場所 上記3(1)に同じ
 - ウ 提出方法 別紙申請書に平成23・24年度の法務省一般競争（指名競争）参加資格に係る資格決定通知書の写し、測量業者登録証明書の写し（測量法第55条の5第2項の規定による通知書ではないので、注意すること。）を添えて、持参（休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ア 日 時 平成24年11月1日午前11時00分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同年10月31日午後3時）
 - イ 場 所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課入札室
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））。ただし，利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の意図の有無 無

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが，競争に参加するためには，開札の時において，当該資格の認定を受け，かつ，競争参加資格の確認を受けていなければならない。